## あなたの本給の「直近上位」は?

技術職2	教務職2	<b>助手</b> 2	講師2
	<b>学</b> 义1为4004	別す~	해 bih 스
135, 100 139, 500			
144, 000			
149, 200			
155, 000	161, 600	203, 800	
161, 000	169, 500	212, 800	
167, 300	179, 700	221, 900	255, 400
171, 500	190, 500	231, 700	268, 500
178, 400	198, 300	241, 300	281, 400
185, 600	205, 800	254, 100	295, 200
191, 600	213, 600	266, 700	309, 200
202, 400	222, 200	279, 500	336, 500
217, 600	231, 800	291, 200	350, 000
223, 300	239, 600	303, 300	363, 100
231, 200	248, 300	315, 200	373, 000
238, 700	256, 500	323, 200	383, 100
245, 200	264, 500	330, 200	392, 800
251, 600	271, 900	336, 900	410, 000
257, 900	279, 200	350, 000	417, 700
263, 500	286, 000	355, 900	425, 200
296, 900	292, 400	361, 700	439, 500
304, 700	298, 800	367, 400	445, 500
312, 000	304, 800	372, 900	454, 900
319, 100 326, 000	310, 600 315, 500	378, 400 383, 100	458, 000 461, 100
332, 100	320, 100	387, 100	464, 100
341 400	328, 100	390, 000	467, 200
341, 400 344, 700	331, 200	392, 800	470, 800
347, 900	334, 200	395, 700	476, 400
361, 300	337, 000	398, 400	,
364, 600	339, 200	401, 200	
367, 500	341, 200	403, 900	
370, 400	343, 300	409, 500	
372, 900	347, 300	412, 400	
375, 500	349, 400		
380, 600	351, 400		
392, 200	353, 500		
392, 200	355, 600		
397, 200	357, 900		
397, 200		415, 300	
417, 600	358, 800	, 300	
	!		1

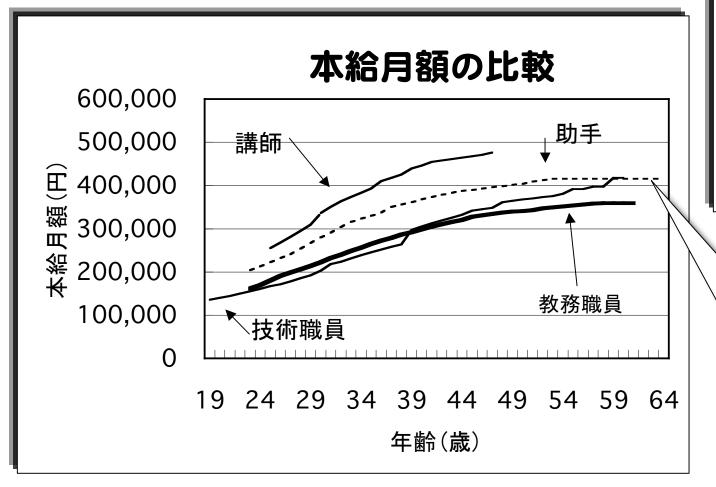
## 本給月額の比較(左の表、下のグラフ)について

1/24 の役員会懇談会で確認された総長・常勤理事の方針によると、教務職員制度を廃止して、助手または技術職員に移行します。また、その際、本給表は「直近上位」適用になります。ただし、本人・組合と部局との間でそれ以上の水準で合意することもさしつかえありません(組合との懇談で北村理事に確認。別添の懇談会報告参照)

## 「直近上位」とは、現在の本給月額に一番近い上位の号俸です。

← たとえば、左の表で本給月額「357,900」円の教務職員が助手(教育職本給表(一)2 級)に移行する場合、これに一番近い上位の号俸なので、本給月額は「361,700」円です。 同様に、たとえば本給月額「357,900」円の教務職員が技術職員に移行する場合、これに一番近い上位の号俸なので、左の表では本給月額「361,300」円です。

表(グラフ)中の技術職員は実在のモデルを参考にし、退職時まで6級に在職することを想定しています。最近は、退職時の等級が7級から8急に格付けされる人が出ていますので、退職時における技術職員との本給格差は4~6万円程度になります。



1/24 の役員会懇談会での確認に先だって、1/19 組合は以下の意見を大学に提出しています。

## 「教務職員の取扱いについて<sub>(案)</sub>」」についての職員組合の意見2

- 1、教務職員を助手ないし技術職員に振り 替えることについては基本的に賛成す る。
- 2、助手または技術職員に振り替える場合には「調整給実甲措置/1991 年 11 月人事院・文部省)」と同等の待遇改善をはかること。但し、現在の待遇を下回らないこと。
- 3、助手に振り替える場合には任期をつけ ないこと。
- 4、振替に不服がある職員組合員について は、個別に当該組合員および職員組合と 協議すること。
- 5、協議が整わない場合には、当面、現在 の地位を維持することができるようにす ること。
  - ・助手のグラフが 63 歳の定年年齢 まで延びていますが、実際には 50 歳を過ぎたあたりで表はなくな り、以降は枠外になります。
  - ・いずれの職種でも、55歳で昇給停止となり、以降は昇給がありません。(個別的な運用では、特別昇給の違いなどによって若干の違いが出ます。)